

「設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見
聴取について(照会)」に対する利水参画者等の
回答について

平成 26 年 3 月

国土交通省 中部地方整備局



国部整河計第8号
平成23年5月13日

愛知県知事 殿

国土交通省 中部地方整備局長

設楽ダム建設事業の治水対策等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国 部 整 河 計 第 8 号
平成 2 3 年 5 月 1 3 日

豊橋市長 殿

国土交通省 中部地方整備局長

設楽ダム建設事業の治水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成 2 2 年 9 月 2 8 日付け 国河計調第 7 号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第8号
平成23年5月13日

豊川市長 殿

国土交通省 中部地方整備局長

設楽ダム建設事業の治水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第8号
平成23年5月13日

新城市長 殿

国土交通省 中部地方整備局長

設楽ダム建設事業の治水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第8号
平成23年5月13日

設楽町長 殿

国土交通省 中部地方整備局長

設楽ダム建設事業の治水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第8号
平成23年5月13日

蒲郡市長 殿

国土交通省 中部地方整備局長

設楽ダム建設事業の治水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第8号
平成23年5月13日

田原市長 殿

国土交通省 中部地方整備局長

設楽ダム建設事業の治水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第8号
平成23年5月13日

独立行政法人 水資源機構

理事長 殿

国土交通省 中部地方整備局長

設楽ダム建設事業の治水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第8号
平成23年5月13日

三菱レイヨン(株)

取締役社長 殿

国土交通省 中部地方整備局長

設楽ダム建設事業の治水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第8号
平成23年5月13日

横浜ゴム(株)

代表取締役社長 殿

国土交通省 中部地方整備局長

設楽ダム建設事業の治水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国 部 整 河 計 第 8 号
平成23年5月13日

中部電力（株）

社長執行役員 代表取締役社長 殿

国土交通省 中部地方整備局長

設楽ダム建設事業の治水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

(別添1)

設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について

去る平成21年12月3日国土交通省大臣の指示により「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が設置され、平成22年9月27日に「今後の治水対策のあり方について中間取りまとめ」がとりまとめられました。

これを受け、設楽ダム建設事業についても、国土交通省河川局長より「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づく、検討の指示を受けました。

このため、中部地方整備局では、「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催し、設楽ダムが目的としている治水、利水及び流水の正常な機能の維持について、様々な対策案を立案しご説明しました。これらに対して、構成員並びに一般の皆様から頂いたご意見を参考に、下記にお示した利水対策案6案、流水の正常な機能の維持対策案4案が抽出されたところであります。

つきましては、上記の対策案に対する貴職のご意見を求めます。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴職並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとなっています。

なお、本対策案については、対策案に係わる施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行わず、検討主体である中部地方整備局が独自に概略検討したものであります。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 利水対策案

- ①設楽ダム
- ②水系間導水（天竜川）
- ③地下水取水
- ④既得水利の合理化・転用
- ⑤ため池
- ⑥ため池＋ダム再開発（宇連ダム）

2. 流水の正常な機能の維持対策案

- ①設楽ダム
- ②水系間導水（天竜川）
- ③地下水取水
- ④既得水利の合理化・転用

3. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴職の名称等は公表させて頂く予定です。予めご承知おき下さい。

4. ご回答期限

平成23年5月27日（金）までとさせていただきます。

※調整等で厳しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先

住所：〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎2号館
国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川環境課 （担当：██████████）

TEL(代) 052-953-8151

FAX

052-953-8471

設楽ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

①団体名	
②担当者名	
③連絡先 (TEL)	
④ご意見 1) 利水対策案について (対策案の番号①～⑥を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
----- 2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号①～④を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	

利水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について

個別ダム検証の背景と基本的な考え方

(「今後の治水対策のあり方について 中間取りまとめ 平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」より抜粋)

【検証の背景】

- ・洪水による被害の軽減と水利用の安定化を図るために、河川改修とダム建設を主体とする治水、利水対策が進められ、それらは国力の増進と国民の生活水準の向上をもたらした。
- ・しかしながら、新規のダムを建設する適地が少なくなり、地質、地形条件の制約から予想以上に費用を要する事態が生じるようになったことや環境問題が顕著化し、事業の長期化を招いている。
- ・将来を見据えると、我が国は、三つの大きな不安要因(人口減少の進行、急速な少子高齢化、長期債務負担)に直面していること、税金の使い道を大きく変えなければならないこと、公共事業については、歳出の中身を徹底的に見直し、その上で、ダムが本当に必要なものかをもう一度見極め、国民の安全を守る上で合理的なインフラ整備を進めていく必要がある。
- ・このような背景から、現在事業中の個別のダム事業について検証し、事業の必要性や投資効果の妥当性を改めてさらに厳しいレベルで検討するとともに、目標とする安全度を確保するためのより低コストで早急な効果が発現できる対策を見出す努力が必要である。

【検証の基本的な考え方】

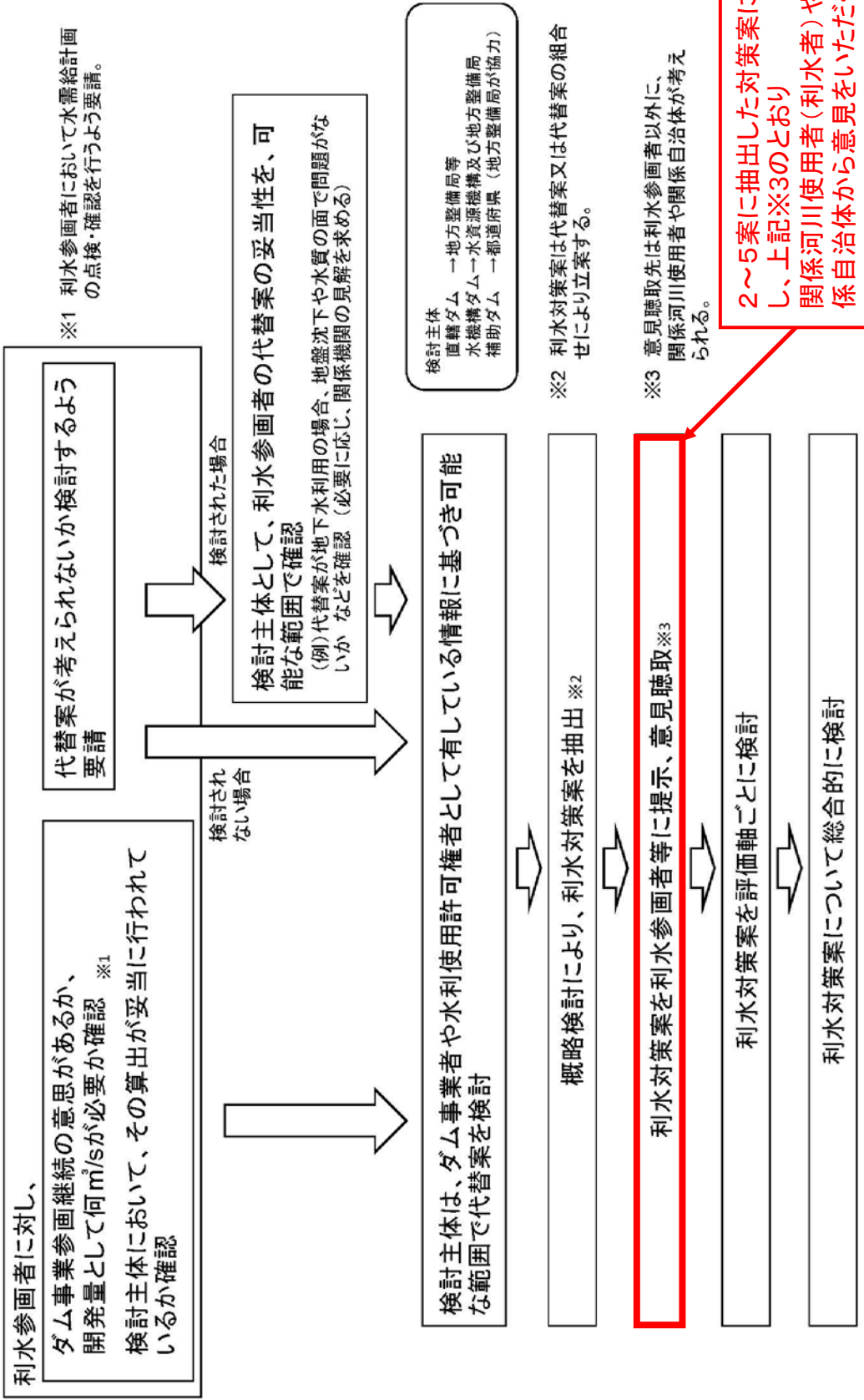
- (1) 検証対象ダム事業について、必要に応じて総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。
- (2) 洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持等の目的別に検討を行う。
- (3) 複数の対策案を立案する。
- (4) 河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。
- (5) 立案した対策案が多い場合は、概略評価を行うことにより2～5案程度の対策案を抽出する。
- (6) 各評価軸についての確かな評価をそれぞれ行った上で、財政的、時間的な観点を加味して目的別の総合評価を行う。
- (7) 目的別の総合評価に当たっては、一定の安全度を確保することを基本として、コストを最も重視する。
- (8) 各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を行う。 等

新規利水に対する対策案検討の進め方について

第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議「参考資料4」の抜粋

【別紙6】

個別ダムの検証における新規利水の観点からの検討



○ 利水対策案は、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保の上、その量を確保することを基本として立案
する。

●対策案の検討・立案

- ①設楽ダムが有する新規利水又は流水の正常な機能の維持に対する対策案を、再評価実施要領細目で示された13方策から豊川に適用可能な方策を単独もしくは組み合わせて検討する。
- ②立案する対策案には以下に示す河川整備計画の目標又は参加継続確認された新規利水の必要な開発量が確保できるものとする。
 - ◇流水の正常な機能の維持
 - ・渇水時の河川流量を牟呂松原頭首工（直下流）地点において約 $2\text{m}^3/\text{s}$ から約 $5\text{m}^3/\text{s}$ に、大野頭首工（直下流）地点における水涸れ状態から約 $1.3\text{m}^3/\text{s}$ にそれぞれ流量の増加に努め、河川環境の保全を可能にする。
 - ・既得用水が10年に1回程度発生する規模の渇水時においても安定的に取水できるよう利水安全度の向上を図る。
 - ◇新規利水
 - ・水道用水 $0.179\text{m}^3/\text{s}$ 、農業用水 $0.339\text{m}^3/\text{s}$ を確保する。
- ③新規利水及び流水の正常な機能の維持の対策案は、各々個別に対策案を検討する。
- ④水源林の保全、渇水調整の強化、節水対策、雨水・中水利用については、効果を定量的に見込むことが困難であるが、全ての新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案に組み合わせる。
- ⑤対策案の立案にあたっては、既存の水利使用規則などの水利用ルールについては基本的に変えないこととした。

評価軸と評価の考え方【新規利水の観点からの検討の例】

第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議「参考資料4」の抜粋

【別紙8】

評価軸と評価の考え方
(新規利水の観点からの検討の例)

●各地方で個別ダムの検証を検討する場合には、【別紙１】に掲げる方策を組み合わせて立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、次表のような評価軸で評価する。

評価軸	評価の考え方	従来の代替案検討※1	評価の定量的・定性的性質について※2	備考	地域社会への影響
目標	●利水参画者に対し、開渠量として何m ³ /sを確保することを確認することとし、その開渠が妥当に行われているかを確認することとしており、その量を確保できるか	○	○	利水参画者に対し、開渠量として何m ³ /sを確保することとし、その開渠が妥当に行われているかを確認することとしており、このような場合は同様の評価価値となる。	地域社会への影響
	●短期間にどのような効果が確保されているのか	—	△	例えば、地下水取水は対象を確保していくが、ダムは完成するまでは効果は発生せず、完成後運用して初めて効果を発揮することになる。このような区分の短期的効果の発生の特性を考慮して、各利水対策として、一定の限後後にどのような効果を発揮しているかについて明らかにする。	
	●どの範囲でどのような効果が確保されていくのか(取水位置別に、取水可能かどうかのように確保されるか)	△	△	例えば、地下水取水は、主として事業実施箇所附近において効果を発揮する。また、ダム、湖沼開発等は、下流域において効果を発揮する。このように各対策の特性を考慮して、各利水対策によって効果が異なる場合は、その旨を明らかにする。	
	●どのような水質の用水が得られるか	△	△	各利水対策について、得られる水質は地下水の水質でもできるか(可溶性な成分)が重要な場合は、その旨を明らかにする。また、河川水質改善によって水質コストがかわり得る場合があることを考慮する。	
	※なお、目標に関しては、各種計画との整合、治水被害抑止、経済効果等の観点で適量評価する。	△	△	各利水対策について、治水被害抑止、経済効果等の観点で適量評価する。	
コスト	●完成までに要する費用はどのくらいか	○	○	各利水対策案について、現時点から完成までの費用をできる限り細網的に見込んで比較する。	コスト
	●維持管理に要する費用はどのくらいか	○	○	各利水対策案について、維持管理に要する費用をできる限り細網的に見込んで比較する。	
	●その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用等)はどれくらいか	—	○	その他の費用として、ダム中止に伴って発生する費用等について、できる限り明らかにする。	
	※なお、コストに関しては、必要に応じて、直接的な費用だけでなく間接となる費用についても明らかにして評価する。	△	△	例えば、既に整備済みの利水事業施設(導水路、排水溝等)を活用できるが確認し、活用することが困難な場合には、新たに整備する施設のコストや不要となる施設の処分に係るコストを勘定する。	
	●土地所有者等の協力の見直しはどうか	—	△	用地取得や家屋移転補償等が必要な利水対策案については、土地所有者の協力の見直しについて明らかにする。	
実現性※3	●関係する河川使用者の同意の見直しはどうか	—	△	各利水対策案の実施に当たって、調整すべき関係する河川使用者を特定し、調整の見直しをできる限り明らかにする。関係する河川使用者とは、例えば、農林漁業の従事者、工業団地の事業者などであり、場合における既存ダムに権利を有する者、水資源予測調査の既設の水利権を有する者、水資源の共同利用の権利を有する者などである。調整の見直しは、関係する河川使用者の同意を得ることを目的として、関係する河川使用者の意向を踏まえて行うことが必要である。	実現性※3
	●発着を目的として事業に参画している者への影響の程度はどうか	—	△	各利水対策案の実施に当たって、調整すべき関係する河川使用者を特定し、調整の見直しをできる限り明らかにする。その際の関係者とは、例えば、利水参画者が用いるの設備を行っている又は予定している団体が考えられる。	
	●その他の関係者との調整の見直しはどうか	—	△	各利水対策案の実施に当たって、調整すべき関係する河川使用者を特定し、調整の見直しをできる限り明らかにする。その際の関係者とは、例えば、利水参画者が用いるの設備を行っている又は予定している団体が考えられる。	
	●事業期間はどの程度必要か	△	△	各利水対策案の実施に当たって、事業期間を定める必要があり、事業期間の見直しは、関係する河川使用者の意向を踏まえて行うことが必要である。	
	●制度上の観点から実現性の見直しはどうか	△	△	各利水対策案の実施に当たって、制度上の観点から実現性の見直しは、関係する河川使用者の意向を踏まえて行うことが必要である。	
持続性	●技術上の観点から実現性の見直しはどうか	△	△	各利水対策案の実施に当たって、技術上の観点から実現性の見直しは、関係する河川使用者の意向を踏まえて行うことが必要である。	持続性
	●将来にわたって持続可能といえるか	△	△	各利水対策案の実施に当たって、将来にわたって持続可能といえるか、関係する河川使用者の意向を踏まえて行うことが必要である。	
	●事業地及びその周辺への影響はどの程度か	△	△	各利水対策案の実施に当たって、事業地及びその周辺への影響は、関係する河川使用者の意向を踏まえて行うことが必要である。	
	●地域振興に対してどのような効果があるか	△	△	各利水対策案の実施に当たって、地域振興に対してどのような効果があるか、関係する河川使用者の意向を踏まえて行うことが必要である。	
	●地域間の利害の衝突がなされているか	△	△	各利水対策案の実施に当たって、地域間の利害の衝突がなされているか、関係する河川使用者の意向を踏まえて行うことが必要である。	
環境への影響	●水環境に対してどのような影響があるか	△	△	各利水対策案の実施に当たって、水環境に対してどのような影響があるか、関係する河川使用者の意向を踏まえて行うことが必要である。	環境への影響
	●地水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか	△	△	各利水対策案の実施に当たって、地水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか、関係する河川使用者の意向を踏まえて行うことが必要である。	
	●生態系の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか	△	△	各利水対策案の実施に当たって、生態系の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか、関係する河川使用者の意向を踏まえて行うことが必要である。	
	●砂流動がどう変化し、下流の河川・海津にどのような影響があるか	△	△	各利水対策案の実施に当たって、砂流動がどう変化し、下流の河川・海津にどのような影響があるか、関係する河川使用者の意向を踏まえて行うことが必要である。	
	●津波、人と自然との重なる点があるか	△	△	各利水対策案の実施に当たって、津波、人と自然との重なる点があるか、関係する河川使用者の意向を踏まえて行うことが必要である。	
その他の事項	●2024年度計画はどうか	△	△	各利水対策案の実施に当たって、2024年度計画はどうか、関係する河川使用者の意向を踏まえて行うことが必要である。	その他の事項
	●2025年度計画はどうか	△	△	各利水対策案の実施に当たって、2025年度計画はどうか、関係する河川使用者の意向を踏まえて行うことが必要である。	
	●2026年度計画はどうか	△	△	各利水対策案の実施に当たって、2026年度計画はどうか、関係する河川使用者の意向を踏まえて行うことが必要である。	
	●2027年度計画はどうか	△	△	各利水対策案の実施に当たって、2027年度計画はどうか、関係する河川使用者の意向を踏まえて行うことが必要である。	
	●2028年度計画はどうか	△	△	各利水対策案の実施に当たって、2028年度計画はどうか、関係する河川使用者の意向を踏まえて行うことが必要である。	

※1 ○：評価の視点としてよく使われてきている。△：評価の視点として使われている場合がある。－：明示した評価はほとんど又は全く行われてきていない。

※2 ○：原則として定量的評価を行うことが可能、△：主として定性的に評価をせざるを得ないが、一部の事項については定量的な表現が可能な場合がある、－：定量的評価が直ちには困難

「実現性」としては、例えば、達成しうる安全度が著しく低くないか、コストが著しく高くないか、持続性があるか、地域に与える影響や自然環境へ与える影響が著しく大きくないかが考えられるが、これらについては、実現性以外の評価軸を参照すること。

※4 これまで、法制度上又は技術上の観点から実現性が乏しい案は代替案として検討しない場合が多かった。

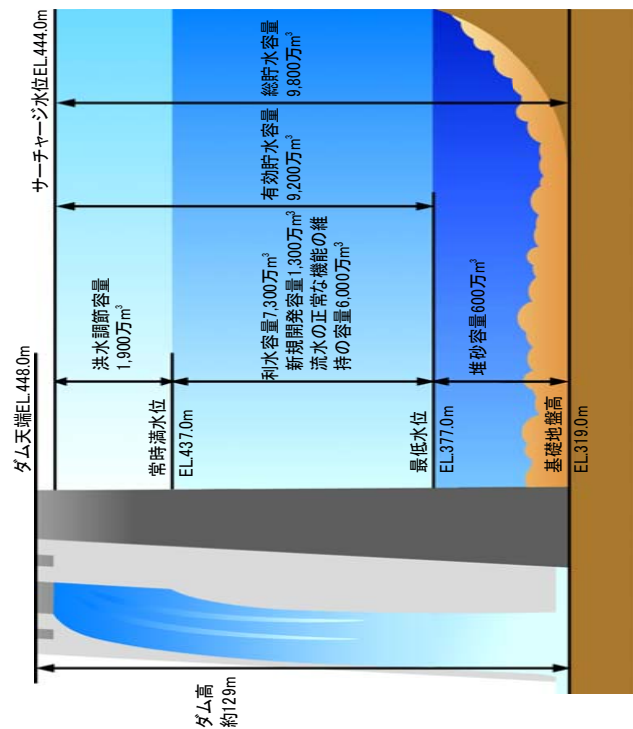
①設楽ダム

河川整備計画

◇河川整備計画の概要

- 豊川上流に設楽ダムを建設することにより、河川整備計画の目標又は参加継続確認された新規利水の必要な開発量を確保する。
- 設楽ダムの建設により、上下流の分断や貯水池の存在による環境への影響が想定されるため、環境影響評価を実施し、必要な環境保全措置により回避・低減に努めている。
- 地元自治体等との調整が完了し、建設中である。
- 総概算コスト：WA 約500億円、N 約1,200億円
- 工期：約20年

※WA：利水 N：流水の正常な機能の維持
 ※総概算コストには、残事業費、維持管理費等が含まれている



▲設楽ダム容量配分

③対策案5(地下水取水)

	WA	N
検討の対象	○	○

地下水取水

◇対策案の概要

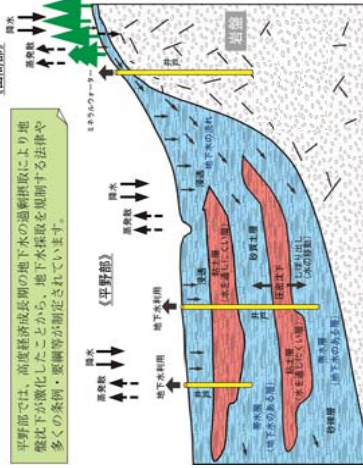
- 伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、必要量を確保する
- 豊橋市を含む東三河地区は、軟弱地盤である沖積層を擁するとともに、地下水も相当量が利用されていることから、揚水や湧水の状況によっては塩水化や地盤沈下の発生が危惧される地域である。
- 豊橋市では、自主的努力により地下水保全に取り組んでおり、蒲郡市や田原市の一部では地下水取水がなされていく。

- 総概算コスト：関係者調整を伴うため不確定
- 工期：関係者調整を伴うため不確定

※WA：利水 N：流水の正常な機能の維持

※伏流水とは、河川などの地表の水が地中に浸透して、地中を流れる水のこと

◇地下水源のイメージ

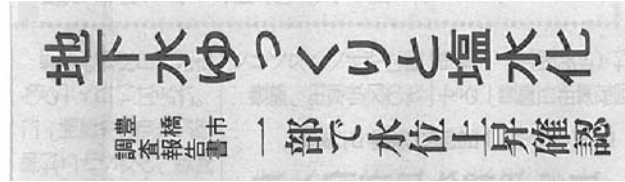


出典：平成22年版
日本の水資源を基に作成

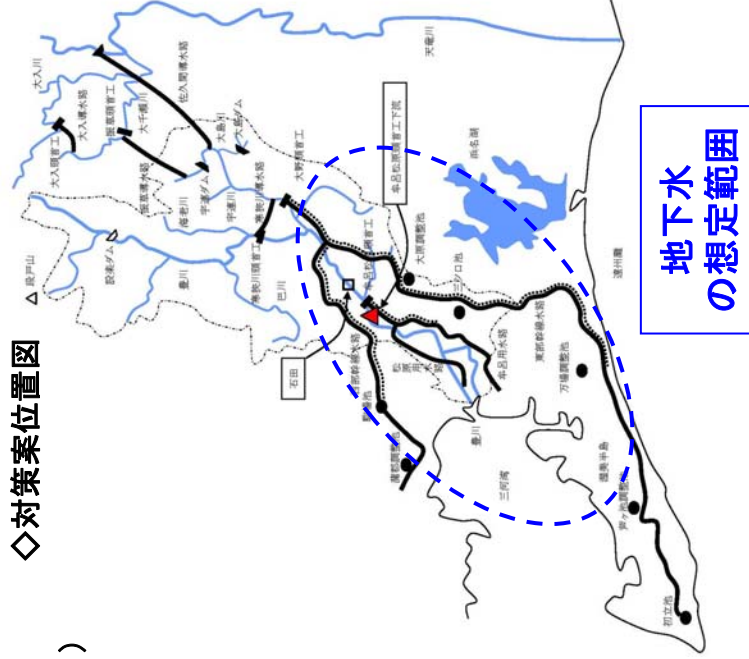
◇新聞記事

東愛知新聞

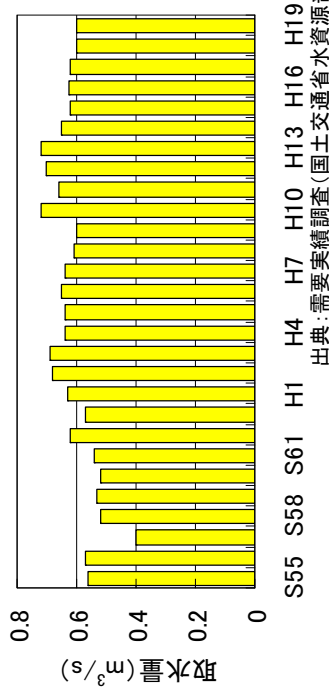
(平成20年5月24日)



◇対策案位置図



◇豊川フルプランエリア内の地下水取水実績(一日最大取水量)



出典：需要実績調査(国土交通省水資源部)

④対策案8(既得水利の合理化・転用)

	WA	N
検討の対象	○	○

既得水利の合理化・転用

◇対策案の概要

- 豊川用水の幹線水路や支線水路については、これまでも老朽化等の対策が図られている。
- 水利権更新毎に用途別の必要流量については、適切に審査されている。
- 総概算コスト：関係者調整を伴うため不確定
- 工期：関係者調整を伴うため不確定

※WA：利水 N：流水の正常な機能の維持
※対策案に関する施設管理者、利水関係者等との事前協議や調整は行っていない

◇豊川水系における水利権一覧

用水名	用水目的	件数	最大 使用水量 (m ³ /s)
豊川用水	水道用水	1	4.183
	工業用水	1	2.430
	農業用水	1	20.960
上記以外	水道用水	9	0.498
	工業用水	2	0.745
	農業用水	165	9.923
	その他	8	0.051
	発電	3	14.817
計（発電を除く）			38.790

(平成22年4月30日現在)

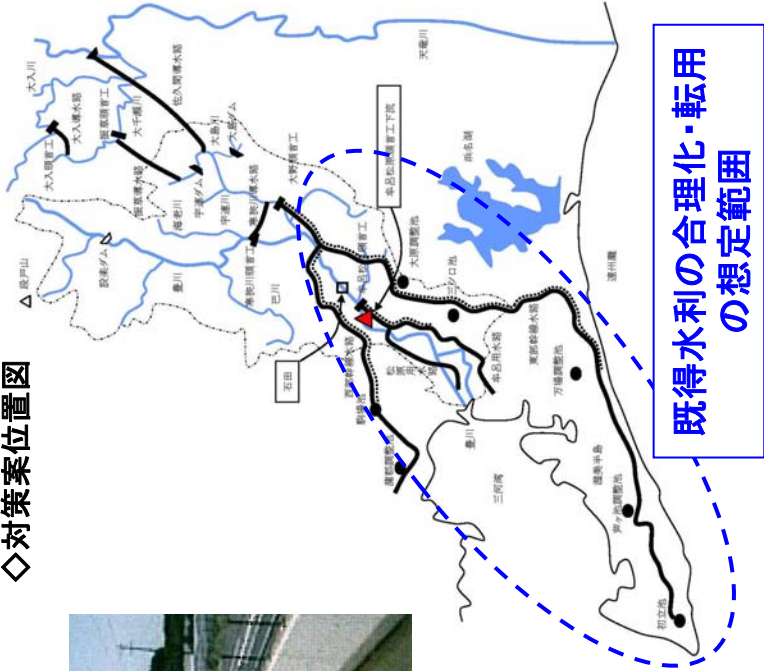
※法：河川法第23条の許可を得たもの
※償：河川法施行前から存在する慣行水利

◇豊川用水二期事業



・改築された水路

◇対策案位置図



既得水利の合理化・転用の想定範囲

⑤対策案6(ため池(取水後の貯留施設を含む))

	WA	N
検討の対象	○	○

ため池(取水後の貯留施設を含む)

◆ 概要の案集

- 既存の平均的な規模のため池を新設して必要な流量を確保することとする。
- 1箇所あたりの用地買収面積や周辺環境への影響は小さいが、多数必要となる。
- 総概算コスト:WA 約600億円、N 約2,700億円
- 工期:用地買収を伴うため不確定

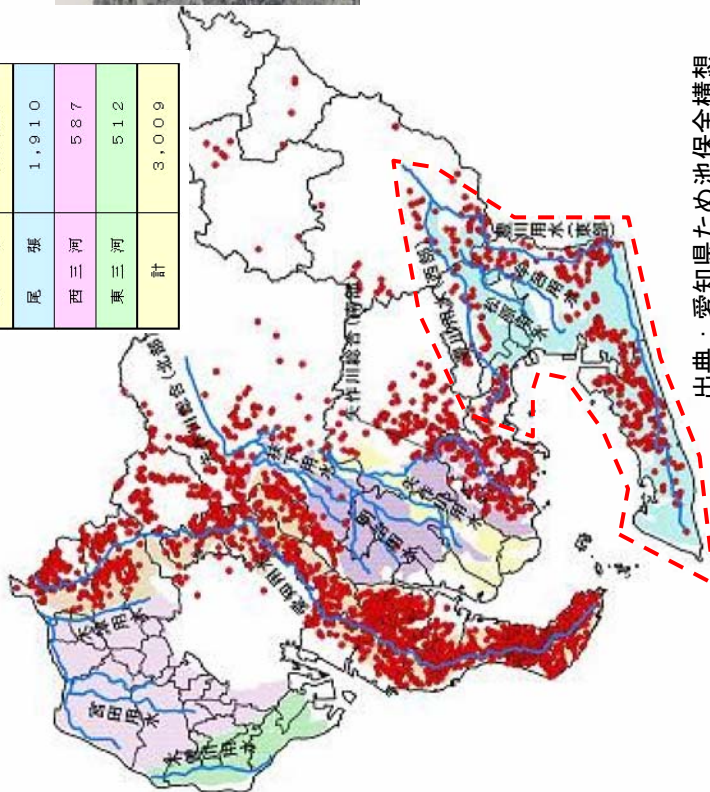
※WA:利水 N:流水の正常な機能の維持

※対策案の施設規模は設楽ダム新規利水1,300万 m^3 、流水の正常な機能の維持6,000万 m^3 としている

※総概算コストは、概略で算定しているため変更となることがある
※総概算コストには、残事業費、維持管理費等が含まれている

◇ため池の現状(愛知県) 平成18年3月現在

地 域	た め 池 数	(カ所)
尾 張	1,910	
西 三 河	587	
東 三 河	512	
計	3,009	



愛知県ため池保全構想... 典王

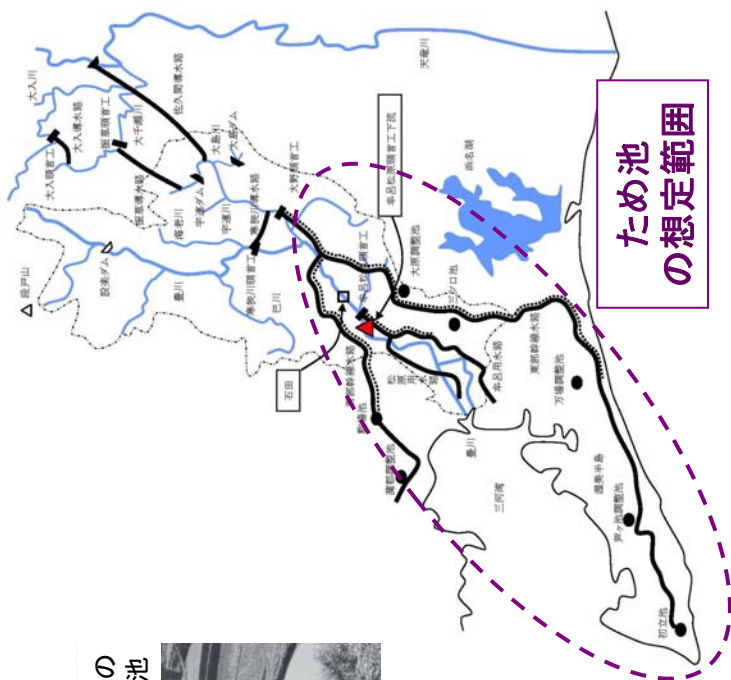
◇ため池対策案の概要

◆ 对策案位置图



ため池対策諸元

	ため池設置数
WA	1,200箇所
N	5,500箇所



ため池の想定節用

⑥対策案12(ダム再開発(宇連ダム)+ため池)

	WA	N
検討の対象	○	○

ダム再開発(宇連ダム)+ため池

◇対策案の概要

- 既存ダム(宇連ダム)のかさ上げに加え、既存の平均的な規模のため池を設置し必要量を確保する。
- かさ上げについては、地質調査等技術的な検討や用地買収が必要となる。また、かさ上げ高が大きい場合、周辺環境への影響等について今後十分な調査が必要となる。
- 工事期間中、宇連ダムのダム機能が一時的に制限を受ける場合がある。
- ため池1箇所あたりの用地買収面積や周辺環境への影響は小さいが、多数必要となる。
- 総概算コスト:WA 約600億円、N 約2,700億円
- 工期:用地買収及び施設管理者等との調整が伴うため不確定

※WA: 利水 N: 流水の正常な機能の維持

※対策案の施設規模は設案ダム新規利水1,300万m³、流水の正常な機能の維持6,000万m³としている

※対策案に関する施設管理者、利水関係者等との事前協議や調整は行っていない

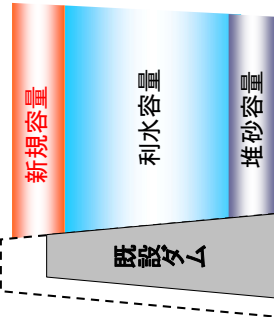
※対策案の適地、用地買収等に係わる地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない

※対策案の施設規模はダム事業者や水利使用許可権者として有している情報により可能な範囲で検討したものであり、今後の詳細な情報等により変更となる可能性がある

◇かさ上げ対策案の概要

・かさ上げイメージ

かさ上げ後のダム



宇連ダム

・ダム再開発対策案諸元

		かさ上げ後堤高 (現堤高/かさ上げ高)	かさ上げ後容量 (現容量/増量)
WA 又はN	宇連ダム	76m (65m/+11m)	4,000万m ³ (2,842万m ³)

◇ため池対策の概要

・ため池設置イメージ



・ため池対策案諸元

	ため池設置数
WA	130箇所
N	4,400箇所

◇対策案位置図



23土水第 167 号
平成23年5月27日

国土交通省 中部地方整備局長 殿

愛知県知事



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（回答）

平成23年5月13日付け国部整河計第8号の照会について、別紙のとおり回答します。御配慮をいただきますようお願いいたします。

担当 地域振興部
土地水資源課
水資源計画調整グループ
電話 [REDACTED]



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見

①団体名	愛知県
②担当者名	地域振興部 水資源計画調整グループ
③連絡先(TEL)	
④意見	○全般事項【利水】【流水の正常な機能の維持】 対策案の多くが、工期、コストとも不明確であり、また、全ての案（①設楽ダム案除く）において、関係者等との調整が課題とされているため、今後、より詳細な検討をした上で、評価軸に基づく評価を実施すること。 さらに、総概算コストについては、建設費、維持管理費、ダム中止に伴って発生する費用等の具体的な内訳についても、明示すること。 また、施設の位置や規模、利水（導水）計画等、対策案の計画内容を明示した上で、評価を実施すること。 ②水系間導水【利水】【流水の正常な機能の維持】 現在の豊川水系における水系間導水（天竜川）については、その調整に、多くの労力と年月が費やされた後に実現したものであり、評価にあたっては、こうした経緯を十分に踏まえること。 ③地下水取水【利水】【流水の正常な機能の維持】 パブリックコメントでは、塩水化の影響等、実現性を疑問視する意見が大半を占めているため、十分な検討を加え、評価すること。 ④既得水利の合理化・転用【利水】【流水の正常な機能の維持】 豊川水系は、流域面積よりも広い範囲に供給しているため、宇連ダム・大島ダム等の水源施設の他に、やむを得ず他水系からの導水や、調整池等の整備を図るなど、水資源の確保に努めるとともに、受益地域では、効率的な水利用の徹底を図っているところであり、既開発済みの豊川用水の合理化は有り得ないと考え。 なお、水道用水については、近年の降雨状況を考慮し、渇水時においても一層の安定供給を図るために、設楽ダムに事業参画しているものである。 ⑤ため池【利水】 千箇所以上ものため池新設案は、膨大な用地が必要となり、全国でもトップクラスの農業産出額を誇る東三河地域の優良農地の潰廃が生ずる他、膨大な数のため池を適切に維持管理していく上でも、地域の方々の理解と協力が必要となる等、地域社会に及ぼす影響は計り知れないと思われるため、評価にあたっては、こうした課題を十分に踏まえること。 ⑥ため池+ダム再開発（宇連ダム）【利水】 宇連ダムの嵩上げについては、技術面、環境面でのより詳細な検討は勿論のこと、評価にあたっては、工事期間中の機能制限に伴う市民生活や産業活動への影響を十分に踏まえること。 ※ため池については、⑤ため池【利水】と同様の意見

23 豊政企第9号

平成23年5月26日

国土交通省 中部地方整備局長 様

豊橋市長 佐原 光一



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（回答）

平素より豊橋市政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

国部整河計第8号（平成23年5月13日付け）でご照会のありました「設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取」につきましては、別添のとおりご回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

①団体名	豊橋市
②担当者名	政策企画課 [REDACTED]
③連絡先 (TEL)	[REDACTED]
④ご意見 1) 利水対策案について (対策案の番号①～⑥を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	1) 利水対策案について ① 設楽ダム ・ 設楽ダムは、「豊川の明日を考える流域委員会」での検討や「環境アセスメント」の実施など、現行法制度の手続きを全て完了した最初のダムであるとともに、既にダム建設同意、損失補償基準妥結の調印もされており、評価軸にある目標、実現性、環境への影響等、全ての評価項目をクリアしています。また、コスト面からみても他の対策案に比べ安価であり、設楽ダムが最良であると考えます。 ② 水系間導水 (天竜川) ・ 水系間導水については、水質、水温、生態系が異なることから、これ以上の天竜川からの導水は、豊川の河川環境の悪化を招くことが懸念されます。また、関係者との交渉の困難性からも、現実的には困難だと考えます。 ③ 地下水取水 ・ 地下水取水は、井戸の新設等により必要量を確保すると記載していますが、豊橋市では、塩水化等の水質悪化を防止するため、水道水としての地下水揚水量をできるだけ抑制し涵養運転に努めているのが現状です。そのため、河川流量を確保するためのさらなる地下水の汲み上げは、豊橋市の地下水源に対して甚大なる影響を及ぼすことになり、容認できるものではありません。 ④ 既得水利の合理化・転用 ・ 豊橋市としては、限られた水利権の中で常に切迫した水運用をしており、既開発済みの豊川用水の合理化・転用は非常に困難であると考えます。

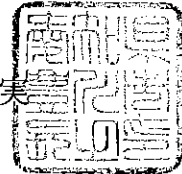
	⑤ ため池 ・ 豊川下流域は、わが国の「食」を支える屈指の農業地帯であり優良農地が多く存在しています。こうした中、今回示されたような多数のため池を造るためには、膨大な土地を要することになり、地権者からの同意は容易に得られないと考えます。また、日本有数の農地をつぶすことにも繋がるため、容認できるものではありません。 ⑥ ため池＋ダム再開発（宇連ダム） ・ 豊川下流域は、わが国の「食」を支える屈指の農業地帯であり優良農地が多く存在しています。こうした中、今回示されたような多数のため池を造るためには、膨大な土地を要することになり、地権者からの同意は容易に得られないと考えます。また、日本有数の農地をつぶすことにも繋がるため、容認できるものではありません。 ・ 宇連ダムの再開発は、膨大なコストがかかること、周辺環境に多大な影響を及ぼすことが懸念されており、今後、新たに環境影響調査が必要となることから現実的には困難だと考えます。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について （対策案の番号①～④を記入の上、ご意見を記載して下さい。） ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	2) 流水の正常な機能の維持対策案について ① 設楽ダム ・ 利水対策案①と同様の意見 ② 水系間導水（天竜川） ・ 利水対策案②と同様の意見 ③ 地下水取水 ・ 利水対策案③と同様の意見 ④ 既得水利の合理化・転用 ・ 利水対策案④と同様の意見

豊企第105号

平成23年5月27日

国土交通省中部地方整備局長

豊川市長 山 脇



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（回答）

平成23年5月13日付け国部整河計第8号で照会のありましたこのことにつきましては、別紙のとおりです。

（連絡先）

担 当 企画部企画政策課

電 話

FAX

E-mail



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

①団体名	豊川市
②担当者名	企画政策課 [REDACTED]
③連絡先 (TEL)	[REDACTED]
④ご意見 1) 利水対策案について (対策案の番号①～⑥を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	対策案② 水系間導水（天竜川）については、渇水は広範囲に影響することが想定される。天竜川の取水制限は近年においても多く発生している状況から見れば、当該河川だけの都合により、「余裕のある時に限り」という制約のもとでは、豊川水系への導入は利水のための必要量を確実に確保できる保障がないため、現実的ではない。 対策案③ 地下水取水は、井戸の新設等により必要量を確保する内容であるが、本市の水道水としての地下水揚水量は、塩水化等の水質悪化を防止するため、過剰な負荷を与えないように揚水量を抑制した涵養運転に努めている現状では、新たな利水対策としての地下水開発は困難である。 対策案⑤ ため池新設等は、優良農地の減少による農業振興への影響や設置後の適正なランニングコスト等の管理面に不安がある。また、農業経営上、利水ピーク時の必要水量の確保や安定供給の信頼性に不安があり、現実的ではない。 対策案⑥ 既存ダムの再開発は、膨大なコストがかかること、ダム強度の確認や、周辺環境に多大な影響を及ぼすことなどが懸念され、今後新たに環境影響調査が必要となり、時間がさらにかかることから現実的ではない。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号①～④を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	対策案② 水系間導水（天竜川）については、渇水は広範囲に影響することが想定される。天竜川の取水制限は近年においても多く発生している状況から見れば、当該河川だけの都合により、「余裕のある時に限り」という制約での条件では、豊川水系への導入は流水の正常な機能の維持のための必要量を確実に確保できる保障がないため、現実的ではない。 対策案③ 地下水取水は、井戸の新設等により必要量を確保する内容であるが、本市の水道水としての地下水揚水量は、塩水化等の水質悪化を防止するため、過剰な負荷を与えないように揚水量を抑制した涵養運転に努めている現状では、新たな流水の正常な機能の維持対策としての地下水開発は困難である。

新企 6. 8. 1
平成23年5月27日

国土交通省中部整備局長 殿

新城市長 穂積亮彦



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について (回答)

平成23年5月13日付け国部整河計第8号で照会のありましたこのことについては別紙
のとおりです。

(問合せ先 新城市企画部企画課 〇〇 〇〇 〇〇)



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

①団体名	新城市
②担当者名	
③連絡先（TEL）	
④ご意見 1) 利水対策案について （対策案の番号①～⑥を記入の上、ご意見を記載して下さい。） ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	②天竜川からの新たな導水については、天竜川での取水制限等の現実を考慮すると、天竜川の関係河川使用者等の反対を無視して実施できるものではない。また、導水される水については、漁業関係者の環境に対する不安を配慮すると、受け入れられるものではない。 ③地下水取水を大規模に行う場合、軟弱地盤のこの地域においては地盤沈下の懸念がある。また、新規利水の確保を地下水で行う場合は地下水盆全体の地下水シュミレーションによる水収支検討が必要であると思われる。 ⑤ダムに替わるため池を造る場合、水源に近い広大な土地（優良農地等）の転用が必要であり、関係住民の理解が重要である。 ⑥既存のダムの嵩上げは、宇連ダム・大島ダムとも現在でさえ様々な問題が生じている状況から、これ以上の地元住民の理解は得られない。とくに、宇連ダムは、昭和30年代の建設で、当時はダム建設に伴う地元補償や環境配慮の考え方が社会的に確立されておらず、地元住民は一方的な受忍を強いられた経緯がある。この点を踏まえずに嵩上げ案が提案・採用されたこと自体、不快感を覚えざるを得ず、本市としては受け入れられない。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について （対策案の番号①～④を記入の上、ご意見を記載して下さい。） ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	① 新城市の大野頭首工の下流の水量不足による瀬枯れを解消するため、ダム建設による安定した流水の確保が必要であるとともに、河川環境への影響については最大限の配慮をしていただきたい。 ② } ③ } 上記に同じ

23 設ダム第 13 号

平成 23 年 5 月 27 日

国土交通省 中部地方整備局長 殿

設楽町長 横山 光明



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について(回答)

平成 23 年 5 月 13 日付国部整河計第 8 号で照会のありましたこのこと
について、別添のとおり回答します。

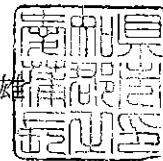


設楽ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

①団体名	設 楽 町
②担当者名	ダム対策室 [REDACTED]
③連絡先 (TEL)	[REDACTED]
④ご意見 1) 利水対策案について (対策案の番号①～⑥を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	①設楽ダム ・河川整備計画の目標又は参加継続確認された新規利水の必要な開発量を確保するため、下流地域が設楽ダムを必要とするならやむを得ないと判断し、上下流地域の一体的な発展を願い建設同意した。 ・建設同意は、30有余年の協議を重ねた結果であり、早期に検証作業を終了し、特に水没移転者等が安心して生活できる環境を作っていただきたい。 ②～⑥までの内容については、設楽町が直接関わることでないので、意見の提出は行わない。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号①～④を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	①設楽ダム ・利水対策案と同様である。 ②～⑥までの内容については、設楽町が直接関わることでないので、意見の提出は行わない。

平成23年 5月27日

蒲郡市長 金原 久雄



平成23年5月13日付け国部整河計第8号で照会のありましたこのことについて、別添の通り回答いたします。



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

① 団体名	蒲郡市
② 担当者名	企画広報課 ■■■■
③ 連絡先 (TEL)	■■■■■■■■■■
④ ご意見 1) 利水対策案について (対策案の番号①～⑥を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	① 設楽ダムについて 水源地域及び利水地域の調整並びにダム建設にかかる環境影響評価が既に実施されており、利水に必要な水量を安定的に確保ができる設楽ダムが利水対策案として最も適切であると考えます。 ② 水系間導水について 豊川水系と天竜川水系では同時に渇水となることが考えられ安定的な利水対策とは考え難い。 ③ 地下水取水について 蒲郡市では過去に空中地下探査及びテストボーリングを行い地下水源開発の可能性を調査実施済みである。恒久的な水源として利用可能な水量は得られないとの調査結果であり、当市における地下水源開発は対策案として不適切である。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号①～④を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	

23田政第 13 号
平成23年5月27日

国土交通省 中部地方整備局長 殿

田原市長 鈴木克幸



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見徴収について(回答)

平成23年5月13日付け国部整河計第8号で照会のありましたみだしのこ
とについては、別添のとおりです。



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

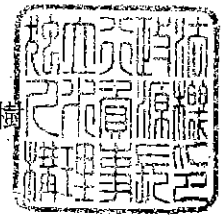
①団体名	田原市
②担当者名	政策推進課 [REDACTED]
③連絡先 (TEL)	[REDACTED]
④ご意見 1) 利水対策案について (対策案の番号①～⑥を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	1) 利水対策案について ①現計画(設楽ダム) ・ 設楽ダムは、現行法制度の全ての手続きを完了した国の最初のダムであるとともに、既にダム建設同意、損失補償基準妥結の調印もされております。さらに、水源地域対策特別措置法に基づく「水源地域整備計画」も決定されており、評価軸にある目標、実現性、環境への影響、地域社会への影響等、全ての評価項目をクリアしており、コスト面においても、他の対策案に比べ安価であります。また、豊川下流域は全国屈指の農業地帯となっており、農業においては、必要なときに必要な水量を供給することが特に重要であることなど、再検証しても全ての面において設楽ダムが最善であると考えます。 ②グループ1 (ため池を設置する案) ・ 豊川下流域は、日本の食料の安定供給に寄与する有数の農業地帯であり優良農地が多く存在しています。こうした中、数多くのため池を設置するためには、膨大な用地を必要とすることになり、地権者からの同意は容易に得られないと考えます。また、日本有数の農業地帯の農地を減らすことに繋がり食料自給率の向上に逆行することとなるため、容認できるものではありません。 ③グループ2 (ダム再開発(宇連ダム)＋ため池を実施する案) ・ 宇連ダムの再開発は、周辺環境に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。また、流域面積が小さくかさ上げしても、流量に限りがあり、安定的な水の供給という面からいくと適当ではありません。 ・ ため池を実施する案については、上記と同様、容認できるものではありません。

	④グループ3 (他水系 (天竜川) から導入する案) - 水系間導水については、関係者との交渉を含め、現実的には困難だと考えます。また、必要量を確実に確保できる保障もありませんので、容認できるものではありません。 ⑤グループ4 (地下水取水を実施する案) - 地下水取水は、現在でも最大限活用されており、流量を確保するためのさらなる地下水の活用については、恒久対策とは考えられず、容認できるものではありません。 ⑥グループ6 (既得水利の合理化・転用を実施する案) - 既開発済みの豊川用水の合理化・転用は非常に現実性に乏しく困難であると考えます。過去の歴史や経緯を考えると関係者との調整は困難であり、必要量を確保できるかどうか不明であり、容認できるものではありません。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号①～④を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	2) 流水の正常な機能の維持対策案について ①現計画 (設案ダム) - 利水対策案①と同様の意見 ②グループ3 (他水系 (天竜川) から導入する案) - 利水対策案④と同様の意見 ③グループ4 (地下水取水を実施する案) - 利水対策案⑤と同様の意見 ④グループ5 (既得水利の合理化・転用を実施する案) - 利水対策案⑥と同様の意見

23 経 計 第 3 号
平成23年5月26日

国土交通省 中部地方整備局長
富田 英治 殿

独立行政法人水資源機構
理 事 長 青 山 俊 樹



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（回答）

平成23年5月13日付国部整河計第8号にて照会のありました事項について、
（別紙）のとおり回答します。



(別紙)

設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見

①団体名	独立行政法人水資源機構
②担当者名	
③連絡先(TEL)	
④意見 1) 利水対策案について	②水系間導水(天竜川) 天竜川水系からの新規導水に当たっては、既存の豊川用水の天竜川水系からの流域変更導水に支障がないようにされたい。 ④既得水利の合理化・転用 豊川用水と豊川総合用水では、毎年、利水者から年度ごとの取水計画の提出を受けて、その時々水源の状況を勘案し、適切な水管理を行っています。 都市用水では、月毎に使用量の申し込みを受け、また、農業用水では、作付や生育状況、ため池貯水量などに応じて毎日の必要量の申込みを受け、降雨等があればダム、調整池等からの補給や河川からの取水量をきめ細かく調整するなど、効率的で無駄のない水管理に努めています。 また、豊川水系は流域が小さく、流量の変動が激しいことから、洪水時に地区内の7つの調整池に貯留するなど、河川水を有効に活用した水管理に努めています。 このような中で、年によっては依然渇水が生じる状況であり、豊川用水、豊川総合用水の水供給に余裕はない状況です。 ⑥ため池+ダム再開発(宇連ダム) 宇連ダムは豊川用水の重要な水源であり、豊川用水に依存する東三河地域、静岡県湖西地域の市民生活、産業活動に大きな支障が生じないよう、ダムのかさ上げ工事等によりダム機能が制限されることがないようにされたい。 また、宇連ダムのかさ上げについては対策案にすでに述べられている問題の他、かさ上げに伴う管理棟及び管理用道路の付け替え、振草川からの導水トンネル等のダム付帯施設について全面的な改築が必要となる可能性があります。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について	②及び④について、1) 利水対策案への意見と同じ。

平成23年5月27日

国土交通省

中部地方整備局長 殿

東京都港区港南一丁目6番41号

三菱レイヨン株式会社

代表取締役社長 鎌原 正直



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見について（回答）

平素は弊社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
表記について、別添の通りご送付させていただきますのでよろしくお願い致します。

以上



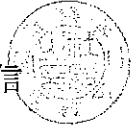
設案ダム建設事業の利水対策案等に対する意見

①団体名	三菱レイヨン株式会社
②担当者名	
③連絡先(TEL)	
④意見 1) 利水対策案について (対策案の番号①～⑥を記入の上、意見を記載して下さい。) * 意見を頂く対策案は複数でも結構です。	豊川から取水した水は、主に事業所内の各工場の工程水として利用し、安定的に操業を継続する上で非常に重要な位置づけとなっております。又、今後の事業所の長期運営計画では、年間取水量は大きな増減はなしと見込んでおり、引き続き、安定的な供給を希望致します。 この度の個々の対策案については、上述の通り、安定供給が継続され、又、コスト増加に繋がらない対策を希望致します。 従いまして既得水利の合理化策等により、結果的に現状の取水量を減ずる方向やコスト増加となる事は事業所の運営に大きな影響を及ぼす可能性もありますのでそのような結果にならない対策を希望致します。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号①～④を記入の上、意見を記載して下さい。) * 意見を頂く対策案は複数でも結構です。	上述と同様

平成23年5月27日

国土交通省
中部地方整備局 御中

横浜ゴム株式会社
代表取締役社長 南雲 忠信



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対に対する意見聴取について（回答）

日頃は弊社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

国部整河計第8号（平成23年5月13日付）にてご依頼のありました標記の件につきまして、別添のとおり回答させていただきますので、宜しくご査収下さいますようお願いいたします。

以上



(別添：意見提出様式)

設楽ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

①団体名	横浜ゴム株式会社
②担当者名	
③連絡先 (TEL)	
④ご意見 1) 利水対策案について (対策案の番号①～⑥を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	③地下水取水 過去に弊社工場敷地内で井戸の試掘をしましたが、地下水はでませんでした。 河川使用者ごとに対応することになった場合には、生産に必要な水量の確保が困難になるため、本対策案は現実的ではありません。 ④既得水利の合理化・転用 現在許可いただいている取水量の減量となった場合は、生産に必要な水量の確保が困難になるため、本対策案は現実的ではありません。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号①～④を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	③地下水取水 過去に弊社工場敷地内で井戸の試掘をしましたが、地下水はでませんでした。 河川使用者ごとに対応することになった場合には、生産に必要な水量の確保が困難になるため、本対策案は現実的ではありません。 ④既得水利の合理化・転用 現在許可いただいている取水量の減量となった場合は、生産に必要な水量の確保が困難になるため、本対策案は現実的ではありません。

岡支用管発第2号

平成23年5月25日

国土交通省

中部地方整備局長

富田 英治 殿

中部電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員

水野 明久



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見について（回答）

日頃は弊社事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、別添のとおり回答いたしますので、よろしくお願いいたします。



(別添)

中部地方整備局河川部河川環境課 宛

設楽ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

団体名	チュウブデンリョウカブシキカイシャ 中部電力株式会社
②担当者名：	
③連絡先（TEL）	
④ご意見	・全般について 水力発電はCO₂を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源である。このため、対策案全てにおいて、弊社既設水力発電所の水利使用規則などの水利用ルールに変更が生ずることのないよう検討されたい。
1) 利水対策案について (対策案の番号①～⑥を記入の上、ご意見を記載して下さい) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	・②水系間導水 ③地下水取水 ⑤ため池 ⑥ため池＋ダム再開発について 弊社既設水力発電所の設備・運用・発電電力量への影響がない場所に取り水位置を設ける等計画されたい。 ・④既得水利の合理化・転用について 弊社既設水力発電所の設備・運用・発電電力量への影響がないよう計画されたい。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号①～④を記入の上、ご意見を記載して下さい) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	・②水系間導水 ③地下水取水について 同上 ・④既得水利の合理化・転用について 同上



国部整河計第8号
平成23年5月13日

東栄町長 殿

国土交通省 中部地方整備局長

設楽ダム建設事業の治水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第8号
平成23年5月13日

豊根村長 殿

国土交通省 中部地方整備局長

設楽ダム建設事業の治水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国 部 整 河 計 第 8 号
平成 2 3 年 5 月 1 3 日

静岡県知事 殿

国土交通省 中部地方整備局長

設楽ダム建設事業の治水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成 2 2 年 9 月 2 8 日付け 国河計調第 7 号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第8号
平成23年5月13日

浜松市長 殿

国土交通省 中部地方整備局長

設楽ダム建設事業の治水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第8号
平成23年5月13日

磐田市長 殿

国土交通省 中部地方整備局長

設楽ダム建設事業の治水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国部整河計第8号
平成23年5月13日

関東農政局長 殿

国土交通省 中部地方整備局長

設楽ダム建設事業の治水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。



国 部 整 河 計 第 8 号
平成23年5月13日

電源開発（株）

取締役社長 殿

国土交通省 中部地方整備局長

設楽ダム建設事業の治水対策案等に対する意見聴取について（照会）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

(別添1)

設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について

去る平成21年12月3日国土交通省大臣の指示により「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が設置され、平成22年9月27日に「今後の治水対策のあり方について中間取りまとめ」がとりまとめられました。

これを受け、設楽ダム建設事業についても、国土交通省河川局長より「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」に基づく、検討の指示を受けました。

このため、中部地方整備局では、「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催し、設楽ダムが目的としている治水、利水及び流水の正常な機能の維持について、様々な対策案を立案しご説明しました。これらに対して、構成員並びに一般の皆様から頂いたご意見を参考に、利水対策案6案、流水の正常な機能の維持対策案4案が抽出されたところであります。

つきましては、下記に示す対策案に対する貴職のご意見を求めます。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴職並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとなっています。

なお、本対策案については、対策案に係わる施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行わず、検討主体である中部地方整備局が独自に概略検討したものであります。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 利水対策案

①水系間導水（天竜川）

2. 流水の正常な機能の維持対策案

①水系間導水（天竜川）

3. 留意していただく点

- ・ 頂いたご意見及び貴職の名称等は公表させて頂く予定です。予めご承知おき下さい。

4. ご回答期限

平成23年5月27日（金）までとさせていただきます。

※調整等で厳しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先

住所：〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎2号館

国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川環境課 （担当：██████████）

TEL(代) 052-953-8151

FAX 052-953-8471

(別添：意見提出様式)

設楽ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

①団体名	
②担当者名	
③連絡先（TEL）	
④ご意見 1) 利水対策案について （ご意見を記載して下さい。）	
2) 流水の正常な機能の維持対策案について （ご意見を記載して下さい。）	

利水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取ついて

個別ダム検証の背景と基本的な考え方

(「今後の治水対策のあり方について 中間取りまとめ 平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」より抜粋)

【検証の背景】

- ・洪水による被害の軽減と水利用の安定化を図るために、河川改修とダム建設を主体とする治水、治水対策が進められ、それらは国力の増進と国民の生活水準の向上をもたらした。
- ・しかしながら、新規のダムを建設する適地が少なくなり、地質、地形条件の制約から予想以上に費用を要する事態が生じるようになったことや環境問題が顕著化し、事業の長期化を招いている。
- ・将来を見据えると、我が国は、三つの大きな不安要因(人口減少の進行、急速な少子高齢化、長期債務負担)に直面していること、税金の使い道を大きく変えなければならないこと、公共事業については、歳出の中身を徹底的に見直し、その上で、ダムが本当に必要なものかをもう一度見極め、国民の安全を守る上で合理的なインフラ整備を進めていく必要がある。
- ・このような背景から、現在事業中の個別のダム事業について検証し、事業の必要性や投資効果の妥当性を改めてさらに厳しいレベルで検討するとともに、目標とする安全度を確保するためのより低コストで早急な効果が発現できる対策を見出す努力が必要である。

【検証の基本的な考え方】

- (1) 検証対象ダム事業について、必要に応じて総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。
- (2) 洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持等の目的別に検討を行う。
- (3) 複数の対策案を立案する。
- (4) 河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。
- (5) 立案した対策案が多い場合は、概略評価を行うことにより2～5案程度の対策案を抽出する。
- (6) 各評価軸についての確かな評価をそれぞれ行った上で、財政的、時間的な観点を加味して目的別の総合評価を行う。
- (7) 目的別の総合評価に当たっては、一定の安全度を確保することを基本として、コストを最も重視する。
- (8) 各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を行う。 等

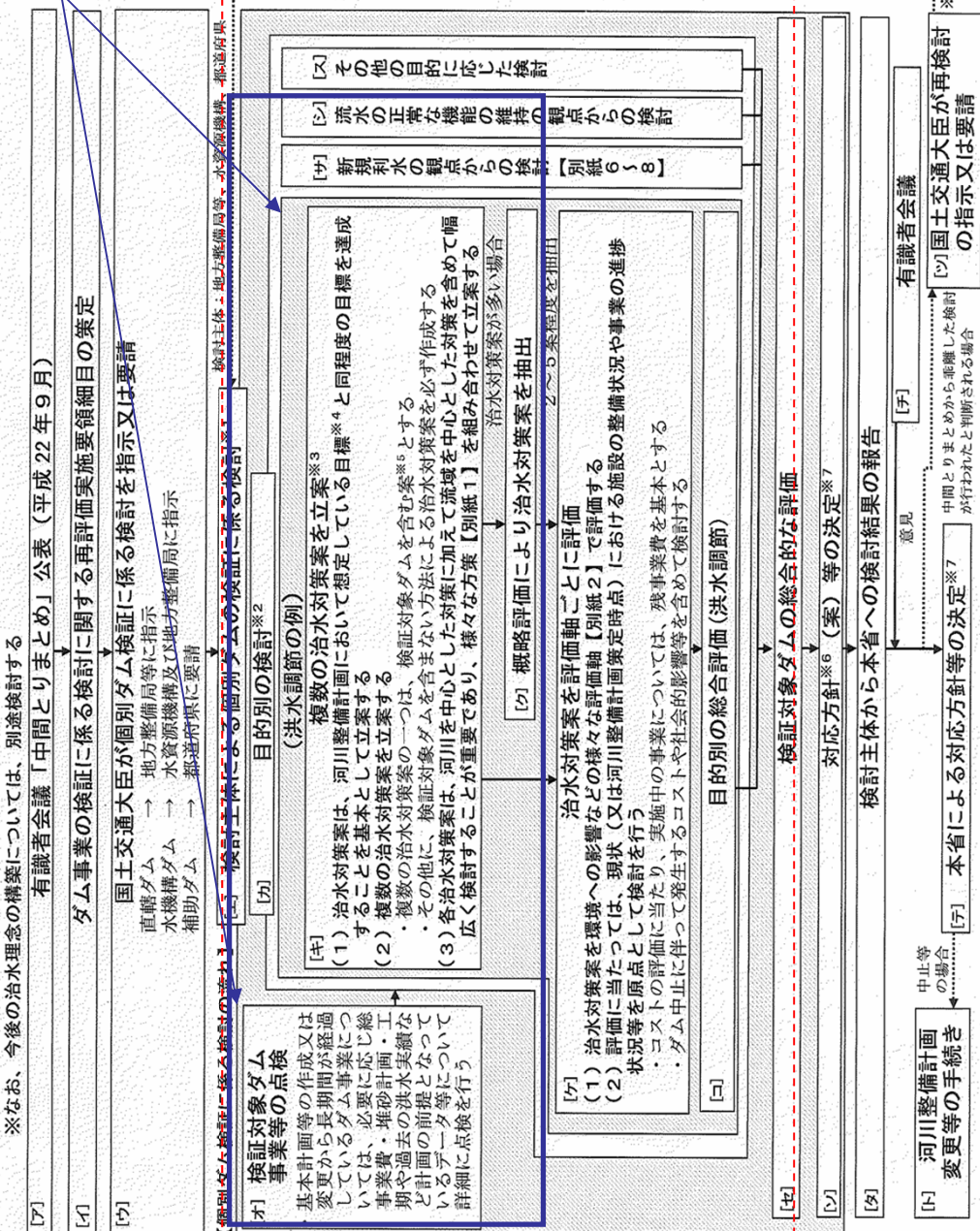
検証に係る検討の進め方について

個別ダム検証の進め方等

第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議「参考資料4」の抜粋

●個別ダムの検証は、下図のような流れで行うこととしてはどうか

※なお、今後の治水理念については、別途検討する



第1回～第3回の検討の場で構成員より見解を頂いた内容

検証の場で検討主体が構成員にご説明し見解を頂く内容

- 【検証の進め方のポイント】
- 検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の公平性、透明性の確保を図ることが重要であり、検討主体は、下記の①②③を行った上で、河川法第16条の2（河川整備計画）等に基づいて③を行う進め方で検討を行う。
- ① 「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める※。
 - ② 検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う
 - ③ 学識経験者等を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利害者の意見を聴く
- 検討主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定する※。

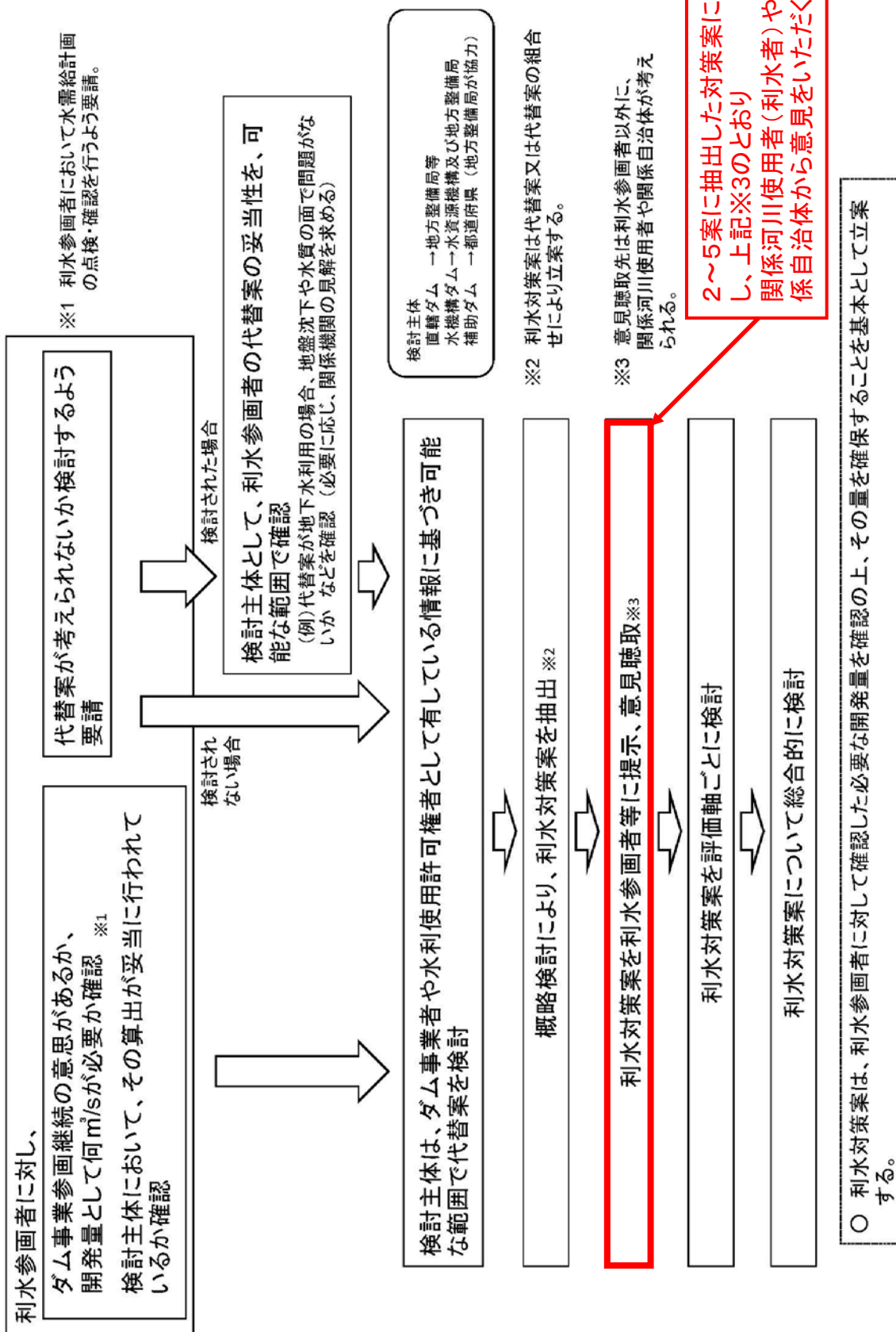
- 事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）をいう。
- ※6 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針（案）の決定」、補助ダムの場合は「対応方針の決定」。
- ※7 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針の決定」、補助ダムの場合は「補助金交付等に係る対応方針の決定」。
- ※8 関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者を選定するなどの工夫をする。

新規利水に対する対策案検討の進め方について

第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議「参考資料4」の抜粋

【別紙6】

個別ダムの検証における新規利水の観点からの検討



●対策案の検討・立案

①設楽ダムが有する新規利水又は流水の正常な機能の維持に対する対策案を、再評価実施要領細目で示された13方策から豊川に適用可能な方策を単独もしくは組み合わせて検討する。

②立案する対策案には以下に示す河川整備計画の目標又は参加継続確認された新規利水の必要な開発量が確保できるものとする。

◇流水の正常な機能の維持

- ・渇水時の河川流量を牟呂松原頭首工（直下流）地点において約 $2\text{m}^3/\text{s}$ から約 $5\text{m}^3/\text{s}$ に、大野頭首工（直下流）地点における水涸れ状態から約 $1.3\text{m}^3/\text{s}$ にそれぞれ流量の増加に努め、河川環境の保全を可能にする。
- ・既得用水が10年に1回程度発生する規模の渇水時においても安定的に取水できるよう利水安全度の向上を図る。

◇新規利水

- ・水道用水 $0.179\text{m}^3/\text{s}$ 、農業用水 $0.339\text{m}^3/\text{s}$ を確保する。

③新規利水及び流水の正常な機能の維持の対策案は、各々個別に対策案を検討する。

④水源林の保全、渇水調整の強化、節水対策、雨水・中水利用については、効果を定量的に見込むことが困難であるが、全ての新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案に組み合わせる。

⑤対策案の立案にあたっては、既存の水利使用規則などの水利用ルールについては基本的に変えないこととした。

評価軸と評価の考え方【新規利水の観点からの検討の例】

第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議「参考資料4」の抜粋

【別紙8】

第12回今後の方向性
と評価の考え方
(新規利水の観点からの検討の例)

●各地方で個別ダムを検証を検討する場合には、【別紙1】に掲げる方策を組み合わせて立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、次表のような評価軸で評価する。

[illegible]

※1 ○：評価の視点としてよく使われてきている、△：評価の視点として使われている場合がある、－：明示した評価はほとんど又は全く行われてきていない。

※2 ○：原則として定量的評価を行うことが可能、△：主として定性的に評価をせざるを得ないが、一部の事項については定量的な表現が可能な場合がある、－：定量的評価が直ちには困難

※※※「実現性」としては、例えば、達成しうる安全度が著しく低くないか、コストが著しく高くないか、持続性があるか、地域に与える影響や自然環境へ与える影響が著しく大きくないかが考えられるが、これらについては、実現性以外の評価軸を参照すること。

※４ これまで、法制度上又は技術上の観点から実現性が乏しい案は代替案として検討しない場合が多かった。

①対策案3(水系間導水(天竜川))

水系間導水(天竜川)

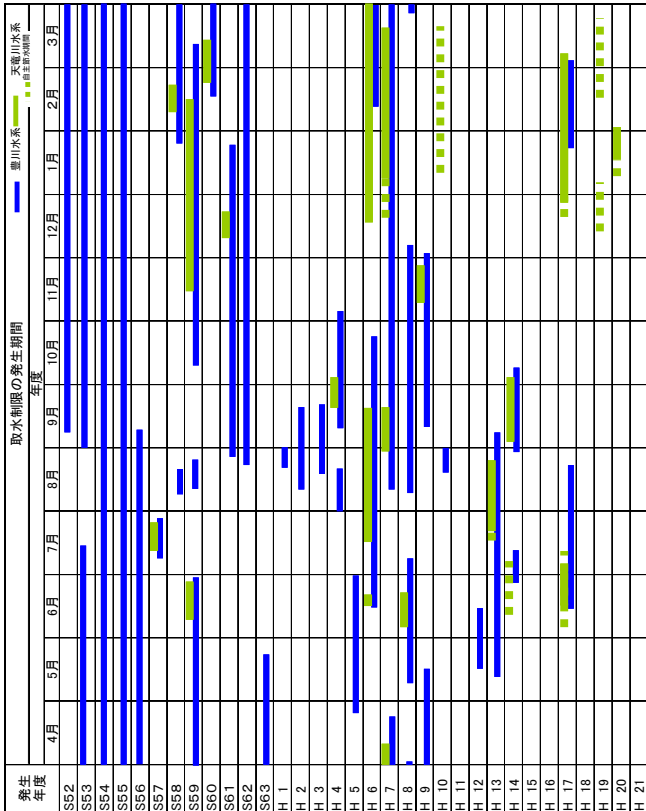
◇対策案の概要

- 天竜川より新規に導水を実施することによって必要量を確保する。
- 天竜川でも取水制限が近年20年間に11回発生しており、新規に導水するには天竜川の関係河川使用者等との調整が必要となる。
- 総概算コスト:関係者調整を伴うため不確定
- 工期:関係者調整を伴うため不確定

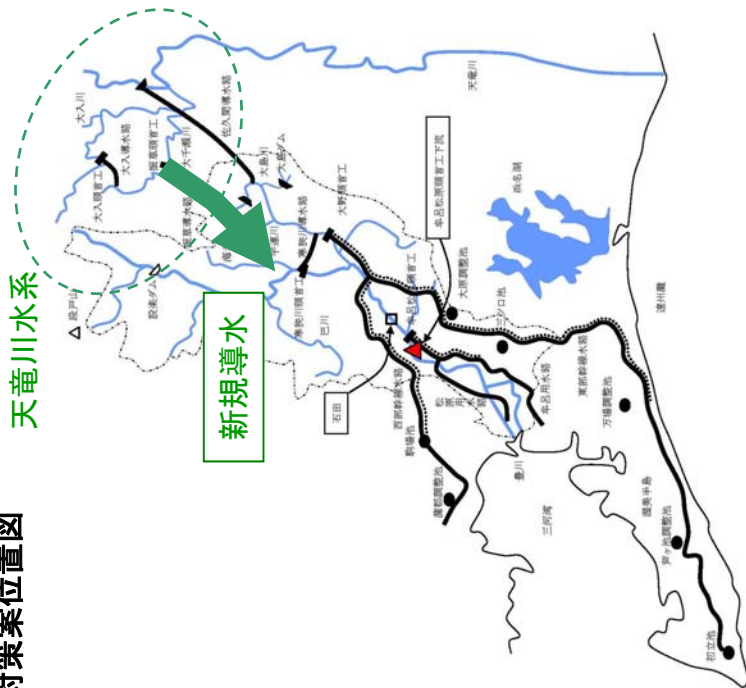
※WA:利水 N:流水の正常な機能の維持

◇豊川と天竜川の渇水状況

- ・天竜川ではH2年～平成21年の20年間で11回(年単位で算出)の取水制限が実施されている。
- ・隣合う水系のため同ような時期に取水制限となることがある



◇対策案位置図



23 東企第 201 号
平成 23 年 5 月 17 日

国土交通省
中部地方整備局長 殿

東栄町長 尾 林 克 時



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について (提出)

平成 23 年 5 月 13 日付け 国部整河計第 8 号 で照会のありましたこのこと
につきましては、別添のとおり提出します。



(別添：意見提出様式)

設楽ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

①団体名	東栄町
②担当者名	企画課長 [REDACTED]
③連絡先(TEL)	[REDACTED]
④ご意見 1) 利水対策案について (ご意見を記載して下さい。)	本町を流れる大千瀬川は、近年、流水量が減少している状況から、天竜川水系からのさらなる導水量増量、又は、宇連ダムの嵩上げによる導水量を増やす利水対策は、東栄町の主流である大千瀬川の自然環境を悪化させることとなり、町民はもとより河川美化活動を推進する団体等から同意を得られないと考える。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (ご意見を記載して下さい。)	同上

23 豊建発第 117 号

平成 23 年 5 月 24 日

国土交通省 中部地方整備局長 様

愛知県北設楽郡豊根村長 伊 藤 実



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（回答）

平成23年5月13日付け国部整河計第8号により照会のあった標記のことに
ついて、別紙のとおり回答します。



豊 根 村 役 場 建 設 課

(別添：意見提出様式)

設楽ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

①団体名	愛知県北設楽郡豊根村
②担当者名	豊根村役場 建設課長 [REDACTED]
③連絡先 (TEL)	[REDACTED]
④ご意見 1) 利水対策案について (ご意見を記載して下さい。)	1) 利水対策案として示されている天竜川水系からの導水は、大入頭首口において $2.61 \text{ m}^3/\text{s}$ 超過水の範囲から最大取水量 $5.0 \text{ m}^3/\text{s}$ となっています。当該大入川は、アマゴや鮎等の放流がなされ春から夏にかけて県内外の釣り人で賑わいます。平成 22 年度には高知県で開催された利き鮎会では「準グランプリ」を受賞し、当地区の清流のすばらしさを全国に発信するとともに数少ない魅力ある観光資源となっています。 水系間の導水により、これまで以上に取水されますと、夏の渇水期に流水量が激減し、当村において重要な観光資源である溪流釣りに、計り知れない影響があると思われます。また、下流域にある新豊根発電所の発電量にも波及し、村財政に多大に寄与しています電源立地地域対策交付金への影響も懸念されますので、当対策案には、到底賛成できるものではありません。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (ご意見を記載して下さい。)	2) 流水の正常な機能の維持対策案についても上記と同様です。

河 企 第 23 号
平成23年 5月27日

国土交通省
中部地方整備局長 様

静岡県知事
川 勝 平 太

設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（回答）

平成23年5月13日付け国部整河計第8号により照会のありました標記の件
について、別紙のとおり回答します。

担 当 河川企画課 [REDACTED]
TEL [REDACTED]
FAX [REDACTED]



(別添：意見提出様式)

設楽ダム建設事業の利水対策案等に対するご意見

①団体名	静岡県
②担当者名	交通基盤部河川砂防局河川企画課 [REDACTED]
③連絡先 (TEL)	[REDACTED]
④ご意見 1) 利水対策案について (ご意見を記載して下さい。)	天竜川水系においては、これまでも頻繁に取水制限が実施されている。今後はさらに、気候変動等の環境の変化も危惧される。このため、豊川水系への新たな導水によって、天竜川の渇水リスクの増大が懸念される。 天竜川の流水は、天竜川下流域における市民生活や諸活動、経済及び産業に欠くことのできない貴重な水資源である。天竜川の減水を生じる水系間導水については、流域自治体の意見を十分に尊重すべきである。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (ご意見を記載して下さい。)	同 上

浜土河第 57 号

平成 23 年 5 月 27 日

国土交通省 中部地方整備局長 様

浜松市長 鈴木 康友



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（回答）

平成 23 年 5 月 13 日付け国部整河計第 8 号で意見聴取がありました標記について、
浜松市の意見は別紙意見書のとおりです。



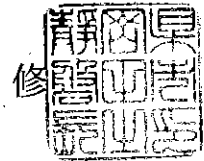
設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見

①団体名	浜松市
②担当者名	(1) 農林水産部農業水産政策課 [REDACTED] (2) 上下水道部浄水課 [REDACTED]
③連絡先 (TEL)	(1) [REDACTED] (2) [REDACTED]
④ご意見 1) 利水対策案について (ご意見を記載して下さい。)	(1) 天竜川からの水系間導水については慎重に対応して頂きたい。 天竜川の水は浜松市の農業にとって非常に重要なものであり、古くから天竜下流用水及び三方原用水として水利権を取得しており、今後も農業用水として活用していく計画である。 対策案には「近年20年間で11回の取水制限がされた」と記載があるが、利水者間の協議による自主節水を含めると17回、710日間の取水制限が行われており、天竜川の利水容量に余裕は無い。 以上のことから、新規に天竜川からの水系間導水は困難であり、対策案に取り上げること自体疑問である。 (2) 天竜川の水は、浜松市民の生活に欠かせない大変重要な上水道水源であります。本市の水道事業は、昭和2年に創設認可を得て天竜川下流域の伏流水に水源を求めて以来、現在は浜松水道用水として3地点から水利権を取得しており、今後も最重要な水道用水として水量を確保し利用していく予定であります。 対策案には、「近年20年間で11回の取水制限がされた」と記載されていますが、利水者間の協議による自主節水を含めると、17回、延べ710日間にも及ぶ取水制限が行われており、天竜川の利水容量に余裕が有ると思われません。 以上のことから、天竜川からの水系間導水は困難であると考えます。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (ご意見を記載して下さい。)	同上

磐 建 水 第 36-1 号
平成 23 年 5 月 26 日

国土交通省 中部地方整備局長 様

磐田市長 渡 部



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（回答）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、別添のとおり意見書を提出させていただきますので、ご査収
下さいますようお願い申し上げます。



(別添：意見提出様式)

設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見

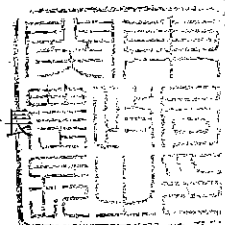
①団体名	磐田市建設部水道課
②担当者名	浄水係 [REDACTED]
③連絡先 (TEL)	[REDACTED]
④ご意見 1) 利水対策案について (ご意見を記載して下さい。)	磐田市は現状自己水源に恵まれず、地下水の枯渇や塩水化が顕著となってきたおり、農水、上水、工水を天竜川より取水する広域水道に大きく依存している。 近年の異常気象が取りざたされる中、天竜川渇水による佐久間ダムの水位低下に伴う取水制限は、社会・経済に多大な影響を及ぼすため、水系間導水（天竜川）案は受け入れがたい。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (ご意見を記載して下さい。)	

23関計第126号
平成23年6月2日

国土交通省

中部地方整備局長 殿

関東農政局長



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（回答）

平成23年5月13日付け国部整河計第8号をもって意見聴取のあった標記の件
について、別添のとおり意見を提出します。



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見

①団体名	農林水産省関東農政局
②担当者名	
③連絡先 (TEL)	
④意見	
1) 利水対策案について	対策案【水系間導水（天竜川）】に対する意見 本対策案は、天竜川からの導水の可否、導水量、導水期間等の具体的な記載がないため、今回の意見は提示された内容に対するものであることをご承知願います。 本対策案が総合的に検討され、導水内容が具体的になった場合は、その内容により当局の意見も変更、追加する場合があると共に、具体的な資料をもって協議・調整をして頂きますようお願い致します。 1. 天竜川は、取水制限が20年間の内11カ年に亘り17回発生しており、豊川に導水する余裕はないと思えることから、導水により農業用水の取水に影響を及ぼすことが懸念されます。 2. 天竜川の農業用水は長年利用されており、今後も地域の農業にとって必要不可欠なものであるため、豊川への導水のために農業用水を使用することはできないと考えています。 3. これらのことから、天竜川から豊川への導水を行おうとする場合にあっては、農業用水の取水に支障が生じないように慎重に検討願います。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について	同上

設 企 第 2 号
平成 23 年 5 月 27 日

国土交通省
中部地方整備局長 殿

電源開発株式会社
取締役社長 北村 雅良



設楽ダム建設事業の利水代替案等に対する意見聴取について（回答）

貴職より平成 23 年 5 月 13 日付 国部整河計第 8 号にてご依頼がありました標記の件につきましては、当社として添付のとおりご回答致します。

【添付書類】

- ・意見提出様式 「設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見」

以 上



設楽ダム建設事業の利水対策案等に対する意見

①団体名	電源開発株式会社
②担当者名	
③連絡先 (TEL)	
④ご意見 1) 利水対策案について (ご意見を記載して下さい。)	【利水対策案①水系間導水 (天竜川)】 今般、当社に対し意見照会のありました本対策案は、当社の天竜川水系の水力発電所に対して発電電力量の減少並びに電力系統の調整能力の低下等の影響を及ぼすこと、加えて国のエネルギー政策における水力発電の重要性や電力の供給力確保の必要性を踏まえ、受け入れることはできません。 水力発電は、純国産且つCO₂フリーの再生可能エネルギーとして、国のエネルギー政策上重要な位置付けがなされております。さらに、水力発電は、風力発電や太陽光発電と異なり電力系統の調整能力を有することから、震災後の対応としての再生可能エネルギーの導入拡大においても、極めて重要な役割を担うものです。 本対策案の影響を受ける当社の天竜川水系の水力発電所 (佐久間、佐久間第二、秋葉第一、第二、第三、及び船明) の出力合計は、約60万kWであり、その発電電力量は、約70万世帯分の消費電力量に相当します。加えて、これらの水力発電所の多くは、東西日本の周波数50/60Hz双方の発電が可能という特長を有することから、東西の電力供給上においても極めて重要な電源となっています。本対策案は、このような重要な電源に対し、発電電力量の減少並びに電力系統の調整能力の低下等の影響を及ぼすことから、電力の安定供給にも支障を来すおそれのあるものです。 また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」には、「水系間導水は、水量に余裕のある他水系から導水することで水源とする方策である。」とあります。当社はこれまでも天竜川水利調整協議会の一員として、関係利水者と協力しながら、天竜川の水資源を有効に活用しておりますが、天竜川の水利運用においては、度々節水対策を講じており、本川は水量に余裕のあるという前提を満足していないと思われます。
2) 流水の正常な機能の維持対策案について (ご意見を記載して下さい。)	【流水の正常な機能の維持対策案①水系間導水 (天竜川)】 同上